調理食品缶詰及び調理食品瓶詰

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
固形量
内容総量
内容量
賞味期限
保存方法
使用上の注意
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定によるほか、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を表示することができる。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

二　「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

三　固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

果実飲料

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
使用方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定による。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「加糖」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に括弧を付してＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあっては、蓋に表示することができる。

二　「濃縮還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所にＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあっては、蓋に表示することができる。

三　希釈時の果汁割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所にＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。

豆乳類

名称
大豆固形分
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量

賞味期限
保存方法
使用上の注意
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定による。

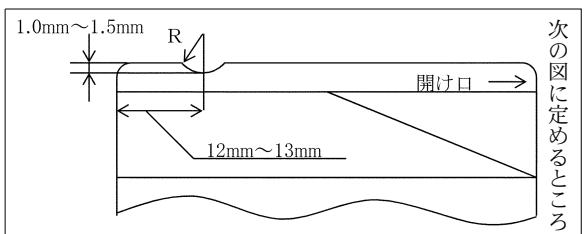
第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

二　粉末大豆たんぱくを加えた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

別表第二十一（第九条関係）

次の図に定めるところによる。



半径Rは、2.5mm又は6.5mmとする。

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
農産物缶詰及び農産物瓶詰	1　「天然」又は「自然」の用語 2　「純正」その他純粋であることを示す用語
トマト加工品	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」又は「自然」の用語 3　トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語 4　「特級」の用語と紛らわしい用語
乾しいたけ	1　「名産」の用語 2　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
農産物漬物	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。